【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 平成31年2月13日

【会社名】 株式會社大韓航空

(KOREAN AIR LINES CO., LTD.)

【代表者の役職氏名】 禹 基洪

代表取締役兼業務執行副社長

(Kee-Hong Woo, Representative Director / Executive

Vice President)

【本店の所在の場所】 大韓民国07505ソウル特別市江西区ハヌルギル260

(260 Haneul-gil, Gangseo-gu, Seoul 07505, Korea)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 島崎文彰

【代理人の住所又は所在地】 東京都文京区後楽二丁目 3 番27号 テラル後楽ビル 2 階

島崎法律事務所

【電話番号】 (03) 5802-5860

【事務連絡者氏名】 弁護士 島崎文彰

【連絡場所】 東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階

島崎法律事務所

【電話番号】 (03) 5802-5860

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした募集金額】 韓国輸出入銀行保証株式會社大韓航空第1回円貨社債

(2019)

50億円(予定)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし 【縦覧に供する場所】 該当事項なし

# 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成31年1月30日付で提出した有価証券届出書(平成31年2月8日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)の記載事項のうち、「第一部 証券情報」に記載の信用格付について、取得する予定の信用格付を追加することとなりましたので、関係事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

### 2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 社債(短期社債を除く。)の募集

# 3【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

1【社債(短期社債を除く。)の募集】

<訂正前>

(前略)

#### 摘 要

#### 1 信用格付

本社債について、発行会社は、2019年1月30日付で、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。)第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者である株式会社格付投資情報センター(登録番号:金融庁長官(格付)第6号)(以下「R&I」という。)からAA-の予備格付を付与されており、本社債の条件決定日に決定される発行価額の総額および利率等の本社債の発行条件決定後、R&Iから本格付を取得できる予定である。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックした画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I: 電話番号 03-6273-7471

(後略)

<訂正後>

(前略)

## 摘 要

## 1 信用格付

#### (a) 信用格付業者による信用格付

本社債について、発行会社は、2019年1月30日付で、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。)第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者である株式会社格付投資情報センター(登録番号:金融庁長官(格付)第6号)(以下「R&I」という。)からAA-の予備格付を付与されており、本社債の条件決定日に決定される発行価額の総額および利率等の本社債の発行条件決定後、R&Iから本格付を取得できる予定である。

訂正有価証券届出書(通常方式)

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックした画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I:電話番号 03-6273-7471

## (b) 無登録信用格付業者による信用格付

本社債について、発行会社は、格付の付与を、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)(信用格付業者として登録されていない。)に依頼しており、本社債の条件決定日に 決定される発行価額の総額および利率等の本社債の発行条件決定後、かかる格付を取得できる予定である。

(注) ムーディーズは、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第313条第3項第3号に 掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズについては、そのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)を有しており、ムーディーズは、上記信用格付業者の特定関係法人(金商業等府令第116条の3第2項に定義される。)である。ムーディーズの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ・ブロー本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default\_ja.aspx)の「信用格付事業」のページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、公表されている。

(後略)